

◎新潟県告示第969号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定により告示する。

令和6年8月30日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定及び委託を受けた者
新潟県新潟市中央区新光町5番地4
公益財団法人新潟県交通安全協会
- 2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出
新潟県警察が処理する事務に関し徴収する手数料
- 3 指定をした日及び委託をした日
令和6年4月25日